

令和 6 年度第 5 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 8 月 8 日（木）

令和6年度第5回農業委員会議事録

日 時 令和6年8月8日（木） 午後1時30分～午後1時55分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (3) 南国市農用地利用集積計画の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 非農地証明願いの件
- (5) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

出席者（農業委員 14名）

会長 濱田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

2番 山本 修平

4番 杉本 和繁

6番 末政 隆一

11番 植野 永子

12番 松岡 清

13番 今井 まち

14番 窪田 理佳

16番 平田 修三

17番 垣内 育男

18番 田岡 崇

19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 5名）

1番 金田 善充

5番 高芝 澄生

7番 楠瀬 理枝

8番 武市 忠雄

15番 山本 桂

出席者（農地利用最適化推進委員 10名）

1番 西本 良平

2番 齋藤 喜美子

4番 笥 和幸

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

9番 武市 憲雄

12番 北村 一弘

13番 武内 俊暁

14番 中村 和雅

欠席者（農地利用最適化推進委員 7名）

3番 門田 俊一

5番 和泉 依

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

14番 窪田 理佳

16番 平田 修三

会長	ただいまから第5回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和6年8月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数8件。申請受理面積、田 5,481 m²、畑 1,059 m²、計 6,540 m²。まず初めに受付番号52号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号52号です。譲受人は40歳。申請地は、大埴乙の田 105 m²、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しておりますが、田植え機などはないため、作業委託します。農作業歴は、先月初めて農地取得をし、営農を開始したばかりです。農作業には、父や譲渡人から教わりながら、本人が従事します。取得後もこれまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。52号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書は4ページに戻っていただきまして受付番号44号です。譲受人は65歳。申請地は、前浜の田、809 m²、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、近隣で耕作に便利であり、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しています。農作業歴は5年です。農作業には本人と妻と両親が従事しています。取得後は、ケールを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。44号については以上です。 受付番号45号です。譲受人は75歳。申請地は、西山の田、595 m²、姪から叔父への贈与による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事します。取得後もこれまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。45号については以上です。 受付番号46号です。譲受人は37歳。申請地は、大埴乙の田 469 m²、贈与による所有権移転です。譲渡人から高齢で後継者もないと贈与の話があり、自作地の近くでも

会長	あるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は13年です。農作業には本人と母が従事します。取得後もこれまで同様、柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。46号については以上です。 受付番号47号です。譲受人は45歳。申請地は、岡豊町小籠の田3筆と浜改田の畑の4筆計3,533㎡、売買による所有権移転です。今後、農地所有適格法人化をし、法人での耕作を視野に規模拡大のため申請地を取得しますが、準備が整うまでは、当面個人で耕作を行います。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は4年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、水稻、青ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。47号については以上です。 受付番号48号です。譲受人は72歳。申請地は、岡豊町八幡の田、703㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、近隣でもあるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、耕耘機は所有しておりますが、トラクターなどは所有していないため、田植えや刈り取りは作業委託しています。農作業歴は20年です。農作業には本人と夫が従事しています。取得後も、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。48号については以上です。 受付番号49号です。譲受人は62歳。申請地は、十市の畑、131㎡、贈与による所有権移転です。以前から申請地を借りて耕作しており、自宅に近く耕作に便利ため取得するものです。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。農作業歴は今回の申請地で20年です。譲受人は、トラクターを所有しており、それ以外の機械を所有しておりませんが、必要のない規模で耕作をします。農作業には本人と妻が従事します。取得後も、エンドウ豆などの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。49号については以上です。 受付番号50号がとんでおりますが、50号は補正対応中のため、次回に繰り越しとなっています。 受付番号51号です。譲受人は46歳。申請地は、物部の田195㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地の隣で耕作に便利であり、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は28年です。農作業には本人が従事します。取得後は周辺と同様に、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。51号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでし
----	---

穂積主査	ようか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年8月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数1件。申請受理面積田82㎡、畑0㎡、計82㎡。事務局説明をお願いします。 議案第2号を説明します。受付番号13号です。別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は稲生の登記田現況畑の82㎡、所有権の移転により自宅の駐車場への転用です。申請地の選定理由は、自宅に近く必要なスペースが確保できるためとのことです。申請地は未耕作地であり、今後耕作する予定がないことから本申請に至っております。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地であるため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙3ページです。配置は図の通りです。用途につきましては、家族用が2台、来客用が2台とのことです。造成整地計画については、特になく、土のまま利用し、入り口部分をスロープ状に整地する程度とのことです。進入計画は北側市道から。排水計画は、地下浸透です。被害防除計画については、周囲に農地はないため被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、許可不要であることを確認しております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年8月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号94号は私の案件ですので退室します。司会を池副会長をお願いします。 (会長 退室)
池副会長 清岡次長	受付番号94号について、事務局説明をお願いします。 議案第4号、農用地利用集積計画について説明します。今月はすべて相対の利用権設定になります。受付番号94号です。借人は、65歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米45kg相当の金額を振込するというものです。
池副会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)

会長 清岡次長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室) 事務局、残りをお願いします。 受付番号 94 号です。借人は、37 歳。申請地は前浜の田 2 筆で、10 年の賃貸借権を設定して、ピーマンを作るといふものです。借人は、初めての農地貸借になりますので、営農計画書②が提出されています。賃料は、10 a あたり米 120 kg 相当の金額を現金で支払うといふものです。 96 号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は廿枝の田 7 筆で、3 年の賃貸借権を更新して、玉ねぎなどを作るといふものです。賃料は、10 a あたり 9,000 円を振込するといふものです。 97 号です。借人は、68 歳。申請地は、十市の畑で、10 年の使用貸借権を更新して、シシトウを作るといふものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。 事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 (午後 1 時 55 分終了)
会長	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年9月9日

会 長

渡辺 好典

議事録署名委員

窪田 理佳

議事録署名委員

早 河 修 三